明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五）　一

〔省　令〕

○国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（農林水産五）　一

〔告　示〕

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務八五）　四

○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（厚生労働二六）　五

○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件（経済産業二三、二四）　五

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する告示（同二五）　五

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第五条第一項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準の一部を改正する件（同二六）　六

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（同二七）　六

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同二八）　六

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件（同二九）　六

○直轄砂防工事を施行する件（国土交通一四五）　七

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一四六）　八

○砂防法第二条の土地を指定する件（同一四七）　八

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一四八）　八

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　法務省　最高裁判所　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　九

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、管理型信託会社の営業保証金に係る仮配当、管理型信託会社の営業保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会関係　一〇

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　九

府　令

○内閣府令第五号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百八十七条の規定に基づき、国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「、清涼飲料水及び煙草」を「及び清涼飲料水」に改める。

附　則

この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。

省　令

○農林水産省令第五号

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十五第四項第五号、第十条の十六第一項及び第十条の十七第一項（これらの規定を同法第十条の十八において準用する場合を含む。）並びに物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、並びに森林法を実施するため、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正